

秋田県告示第492号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、その指定を解除するので、同法第7条第6項において準用する同条第4項及び同法第9条第9項において準用する同条第4項に基づき公示する。

令和4年12月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

告示年月日及び告示番号		区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成23年11月22日	第493号	落合1号	秋田市上新城小又字落合及び高野屋（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成23年11月22日	第493号	片野1号	秋田市上新城中字片野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成27年10月2日	第412号	赤沼	秋田市広面字赤沼（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成23年1月14日	第18号	戸賀	男鹿市戸賀字戸賀（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成27年7月14日	第311号	鳥木沢	潟上市飯田川飯塚字鳥木沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成27年7月14日	第311号	坂ノ下	潟上市飯田川和田妹川字坂ノ下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

指定時の図面である「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。